

防経艦第6002号

27.4.24

改正 防官文(事)第18号

27.10.1

改正 防装庁(事)第20号

令和6年2月1日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

自衛隊の使用する自動車の保安基準等について(通達)

標記について、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)第10条第1項及び第22条の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通達する。

添付資料:別紙

自衛隊の使用する自動車の保安基準等について（通達）

1 趣旨

この通達は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号。以下「訓令」という。）第10条第1項及び第22条の規定に基づき、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について定めるものである。

2 用語の定義

この通達における用語の意義は、訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) けん引自動車 専ら被けん引自動車をけん引することを目的とすると否とにかかわらず、被けん引自動車をけん引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
- (2) 被けん引自動車 自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
- (3) ポール・トレーラ 柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造の被けん引自動車をいう。
- (4) セミトレーラ 前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。
- (5) 空車状態 原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、及び当該自動車の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
- (6) 積車状態 空車状態の自動車に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において、乗車定員1人の重量は80キログラムとし、座席定員の人員は定位置に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。
- (7) 高圧ガス 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガスをいう。
- (8) ガス容器 高圧ガスを蓄積するための容器をいう。
- (9) ガス輸送容器 高圧ガスを輸送するため車台に固定されたガス容器をいう。
- (10) 内圧容器 常用の温度における圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が0.2メガパスカル以上の圧縮ガスで高圧ガス以外のものを蓄積するための容器（制動装置用容器以外の容器で、内径200ミリメートル未満、長さ1,000ミリメートル未満のもの又は容積40リットル未満のものを除く。）をいう。

- (1 1) 火薬類 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類をいう。
- (1 2) 危険物 消防法(昭和23年法律第186号)別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- (1 3) 爆発性液体 消防法別表第1第4類及び第6類の項の品名欄に掲げる物品で、それぞれの項の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- (1 4) 緊急自動車 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項第2号に掲げる自動車と同項の規定により指定を受けたものをいう。
- (1 5) 普通自動車 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車をいう。
- (1 6) 小型自動車 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車をいう。
- (1 7) 小型特殊自動車 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型特殊自動車をいう。
- (1 8) 軽自動車 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる軽自動車をいう。
- (1 9) 道路維持作業用自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第41条第4項に規定する道路維持作業用自動車をいう。
- (2 0) 軸重 自動車の車両中心線に垂直な1メートルの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。
- (2 1) 最遠軸距 自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラにあつては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。
- (2 2) 輪荷重 自動車の1個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。
- (2 3) 放射性物質等 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第2条第2項に規定する核燃料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにそれらによって汚染された物であつて、その放射能濃度が74ベクレル毎グラム以上のものをいう。

3 保安基準表

自衛隊の使用する自動車の保安基準は、次の保安基準表に定めるところにより、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「省令」という。)、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)及び道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示(平成14年国土交通省告示第310号。以下「基準告示」という。)の規定(これらの規定において引用されている命令、告示等を含み、防衛装備庁長官が定める規定を除く。以下この項において同じ。)を準用する。この場合において、これらの規定中「55kg」とあり、及び「75kg」とあるのは「80kg」と、「地方運輸局長」とあるのは「防衛大臣」と、「告示で定める」とあるのは「別

に定める」と読み替え、「運転者席」とあるのは「操縦手席」と、「運転者」とあるのは「操縦手」と、「運送」とあるのは「輸送」と、「運転」とあるのは「操縦」と、「運転者室」とあるのは「操縦手室」と、「運転操作」とあるのは「操縦操作」と、「客室」とあるのは「車室」と、「乗客」とあるのは「乗車人員」とみなすほか、必要な技術的読替えは、防衛装備庁長官が定める。

保安基準表

項番号	項目	規定
1	長さ、幅及び高さ	省令第2条並びに細目告示第84条及び第162条の規定を準用する。
2	最低地上高	省令第3条並びに細目告示第85条及び第163条の規定を準用する。
3	車両総重量	省令第4条の規定を準用する。
4	軸重等	省令第4条の2の規定を準用する。
5	安定性	省令第5条並びに細目告示第86条及び第164条の規定を準用する。
6	最小回転半径	省令第6条の規定を準用する。
7	接地部及び接地圧	省令第7条並びに細目告示第87条及び第165条の規定を準用する。
8	原動機及び動力伝達装置	省令第8条並びに細目告示第88条及び第166条の規定を準用する。
9	走行装置等	省令第9条並びに細目告示第89条及び第167条の規定を準用する。
10	操縦装置	(1) 自動車の操縦装置については、省令第10条並びに細目告示第90条及び第168条の規定を準用する。
		(2) 自動車のかじ取り装置については、省令第11条並びに細目告示第91条及び第169条の規定を準用する。
11	制動装置その1	省令第12条並びに細目告示第93条、第93条の2、第171条及び第171条の2の規定を準用する。
11の2	制動装置その2	省令第13条並びに細目告示第94条及び第172条の規定を準用する。
12	緩衝装置	省令第14条並びに細目告示第95条及び第173条の規定を準用する。
13	燃料装置	省令第15条並びに細目告示第96条及び第174条の規定を準用する。

14	電気装置	省令第17条の2並びに細目告示第99条及び第177条の規定を準用する。	
15	車枠及び車体	省令第18条並びに細目告示第100条及び第178条の規定を準用する。	
15の2	巻込防止装置等	(1)	自動車の巻込防止装置については、省令第18条の2並びに細目告示第101条及び第179条の規定を準用する。
		(2)	自動車の突入防止装置については、省令第18条の2並びに細目告示第102条及び第180条の規定を準用する。
		(3)	自動車の前部潜り込み防止装置については、省令第18条の2並びに細目告示第102条の2及び第180条の2の規定を準用する。
16	連結装置	省令第19条並びに細目告示第103条及び第181条の規定を準用する。	
17	乗車装置	省令第20条の規定並びに細目告示第104条及び第182条の規定を準用する。	
18	操縦手席	省令第21条並びに細目告示第105条及び第183条の規定を準用する。	
19	座席	省令第22条並びに細目告示第106条及び第184条の規定を準用する。	
20	座席ベルト等	省令第22条の3並びに細目告示第108条及び第186条の規定を準用する。	
21	頭部後傾抑止装置	省令第22条の4並びに細目告示第109条及び第187条の規定を準用する。	
22	物品積載装置	省令第27条並びに細目告示第115条及び第193条の規定を準用する。	
23	高圧ガス輸送装置	省令第28条並びに細目告示第116条及び第194条の規定を準用する。	
24	窓ガラス	省令第29条並びに細目告示第117条及び第195条の規定を準用する。	
25	騒音防止装置	省令第30条並びに細目告示第40条第1項第3号、第118条及び第196条の規定を準用する。	

26	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	省令第31条並びに細目告示第119条及び第197条の規定を準用する。	
26の2	窒素酸化物排出自動車等の特例	省令第31条の2及び基準告示の規定を準用する。	
27	前照灯	省令第32条並びに細目告示第120条及び第198条の規定を準用する。	
28	前部霧灯	省令第33条並びに細目告示第121条及び第199条の規定を準用する。	
28の2	側方照射灯	省令第33条の2並びに細目告示第122条及び第200条の規定を準用する。	
28の3	低速走行時側方照射灯	省令第33条の3並びに細目告示第122条の2及び第200条の2の規定を準用する。	
29	車幅灯、前部上側端灯、前部反射器、側方灯及び側方反射器	(1)	車幅灯については、省令第34条並びに細目告示第123条及び第201条の規定を準用する。
		(2)	前部上側端灯については、省令第34条の2並びに細目告示第124条及び第202条の規定を準用する。
		(3)	前部反射器については、省令第35条並びに細目告示第125条及び第203条の規定を準用する。
		(4)	側方灯及び側方反射器については、省令第35条の2並びに細目告示第126条及び第204条の規定を準用する。
30	番号灯	省令第36条並びに細目告示第127条及び第205条の規定を準用する。	
31	尾灯、警告反射板及び停止表示器材	(1)	尾灯については、省令第37条並びに細目告示第128条及び第206条の規定を準用する。
		(2)	警告反射板については、省令第43条の3並びに細目告示第143条及び第221条の規定を準用する。
		(3)	停止表示器材については、省令第43条の4並びに細目告示第144条及び第222条の規定を準用する。
31の2	後部霧灯	省令第37条の2並びに細目告示第129条及び第207条の規定を準用する。	

3 2	駐車灯	省令第37条の3並びに細目告示第130条及び第208条の規定を準用する。
3 2の2	後部上側端灯	省令第37条の4並びに細目告示第131条及び第209条の規定を準用する。
3 3	後部反射器	省令第38条並びに細目告示第132条及び第210条の規定を準用する。
3 3の2	大型後部反射器	省令第38条の2並びに細目告示第133条及び第211条の規定を準用する。
3 3の3	再帰反射材	省令第38条の3並びに細目告示第133条の2及び第211条の2の規定を準用する。
3 4	制動灯	省令第39条並びに細目告示第134条及び第212条の規定を準用する。
3 4の2	補助制動灯	省令第39条の2並びに細目告示第135条及び第213条の規定を準用する。
3 5	後退灯	省令第40条並びに細目告示第136条及び第214条の規定を準用する。ただし、管制灯火を備える自動車にあっては、管制灯火が点灯している場合には、後退灯は、変速装置を後退の位置に操作している場合であっても、点灯しない構造とする。
3 6	方向指示器	省令第41条並びに細目告示第137条及び第215条の規定を準用する。
3 6の2	補助方向指示器	省令第41条の2並びに細目告示第138条及び第216条の規定を準用する。
3 7	非常点滅表示灯	省令第41条の3並びに細目告示第139条及び第217条の規定を準用する。
3 8	緊急制動表示灯	省令第41条の4並びに細目告示第139条の2及び第217条の2の規定を準用する。
3 8の2	後面衝突警告表示灯	省令第41条の5並びに細目告示第139条の3及び第217条の3の規定を準用する。
3 9	その他の灯火等の制限	省令第42条並びに細目告示第140条及び第218条の規定を準用する。
4 0	警音器	省令第43条並びに細目告示第141条及び第219条の規定を準用する。

4 1	非常信号用具	省令第4 3条の2並びに細目告示第1 4 2条及び第2 2 0条の規定を準用する。
4 2	車線逸脱警報装置	省令第4 3条の6並びに細目告示第1 4 5条の2及び第2 2 3条の2の規定を準用する。
4 2の2	側方衝突警報装置	省令第4 3条の9並びに細目告示第1 4 5条の5及び第2 2 3条の5の規定を準用する。
4 3	後写鏡等	省令第4 4条並びに細目告示第1 4 6条及び第2 2 4条の規定を準用する。
4 3の2	後退時車両直後確認装置	省令第4 4条の2並びに細目告示第1 4 6条の2及び第2 2 4条の2の規定を準用する。
4 4	窓ふき器等	省令第4 5条並びに細目告示第1 4 7条及び第2 2 5条の規定を準用する。
4 5	速度計等	省令第4 6条並びに細目告示第1 4 8条及び第2 2 6条の規定を準用する。この場合において、速度計試験器による計測が困難であつて、基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、走行その他の適切な方法により検査ができるものとする。
4 6	運行記録計	省令第4 8条の2並びに細目告示第1 5 1条及び第2 2 9条の規定を準用する。
4 7	速度表示装置	省令第4 8条の3並びに細目告示第1 5 2条及び第2 3 0条の規定を準用する。
4 8	消火器	省令第4 7条並びに細目告示第1 4 9条及び第2 2 7条の規定を準用する。
4 9	内圧容器及びその附属装置	省令第4 7条の2並びに細目告示第1 5 0条及び第2 2 8条の規定を準用する。
5 0	緊急自動車	省令第4 9条並びに細目告示第1 5 3条及び第2 3 1条の規定を準用する。
5 1	道路維持作業用自動車	省令第4 9条の2並びに細目告示第1 5 4条及び第2 3 2条の規定を準用する。
5 2	火薬類を輸送する自動車	省令第5 1条並びに細目告示第1 5 7条及び第2 3 5条の規定を準用する。
5 3	危険物を輸送する自動車	省令第5 2条並びに細目告示第1 5 8条及び第2 3 6条の規定を準用する。この場合において、爆発性液体を輸送するため車台にタンクを固定した自動車にあつては、タンクの後面に、最大積載量、最大積載容量及び積載物品名を表示するものとする。

5 4	乗車定員及び最大積載量	省令第53条並びに細目告示第159条及び第237条の規定を準用する。
-----	-------------	------------------------------------

4 保安基準の緩和

前項の保安基準表の規定は、次に定めるところにより、緩和することができる。この場合において、各幕僚長等は、第1号、第5号及び第6号の規定による認定を受けようとするときは、別記様式の保安基準の緩和に係る認定申請書により申請するものとする。ただし、すでに当該認定を受けた自動車と車名、型式、保安基準の内容その他認定を受けた事項が同一であつて、かつ、使用上の制限が同一であるときは、当該認定を受けたものとみなす。

- (1) 防衛大臣が、その構造、速度、用途、使用地の状況等により、又はその運行する際の最高速度、経路若しくは使用地域を指定する等使用上の制限を付すことにより、保安上危険がないと認定した自動車については、保安基準表の規定を緩和することができる。この場合において、緩和することができる保安基準表の規定については、防衛装備庁長官が定める。
- (2) 改造の過程にある自動車で訓令第26条の臨時運行の許可を受けたものについては、部隊又は機関と試験場との間若しくはこれらの相互間を運行する場合に限り、保安基準表の規定を適用しないことができる。この場合において、適用しないことができる保安基準表の規定については、防衛装備庁長官が定める。
- (3) (2)の自動車には、保安基準表第31項第1号(省令第37条第1項本文に規定される部分に限る。)又は第34項(省令第39条第1項本文に規定される部分に限る。)の規定にかかわらず、尾灯又は制動灯を、後面に1個備えればよい。
- (4) 保安基準表に定める保安基準に適合しないことが明らかとなった自動車については、保安基準に適合させるため整備若しくは改造を行う場所に運行する場合に限り、当該基準に係る保安基準表の規定は、適用しない。ただし、運行が他の交通に危険を及ぼすおそれのあるものにあつては、この限りでない。
- (5) 自動車の構造又は装置について保安基準表に定める保安基準の改善に資するため必要があると防衛大臣が認定した試験自動車で、その運行のため必要な保安上の制限を付したものについては、当該構造又は装置に係る保安基準表の規定は、適用しない。
- (6) 相互防衛援助協定により供与された自動車で、防衛大臣が保安基準表に定める保安基準に適合しがたいと認定したものについては、保安上危険が認められない限り、当該基準に係る保安基準表の規定は、適用しないことができる。

5 適用関係の整理

保安基準表の規定の適用関係の整理のため、次の表に定めるところにより、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号。以下「整理告示」という。)の規定(これ

らの規定において引用されている命令、告示等を含み、防衛装備庁長官が定める規定を除く。以下この項において同じ。)を準用する。この場合において、これら規定中「55 kg」とあり、及び「75 kg」とあるのは「80 kg」と、「地方運輸局長」とあるのは「防衛大臣」と、「告示で定める」とあるのは「別に定める」と、「昭和48年11月30日」とあるのは「昭和49年12月31日」と、「完成検査等」とあり、及び「新規検査等」とあるのは「調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(昭和44年防衛庁訓令第27号)の規定による品質の確認のための検査又は保安検査」と読み替え、「運転者席」とあるのは「操縦手席」と、「運転者」とあるのは「操縦手」と、「運送」とあるのは「輸送」と、「運転」とあるのは「操縦」と、「運転者室」とあるのは「操縦手室」と、「客室」とあるのは「車室」と、「乗客」とあるのは「乗車人員」とみなすほか、必要な技術的読替えは、防衛装備庁長官が定める。

項番号	項目	規定
1	長さ、幅及び高さ	整理告示第1条を準用する。
2	軸重等	整理告示第2条を準用する。
3	原動機及び動力伝達装置	整理告示第4条を準用する。
4	走行装置	整理告示第5条を準用する。
5	操縦装置	整理告示第6条及び第7条を準用する。
6	制動装置その1	整理告示第9条を準用する。
7	制動装置その2	整理告示第10条を準用する。
8	緩衝装置	整理告示第11条を準用する。
9	燃料装置	整理告示第12条を準用する。
10	電気装置	整理告示第14条を準用する。
11	車枠及び車体	整理告示第15条を準用する。
12	巻込防止装置	整理告示第16条を準用する。
13	突入防止装置	整理告示第17条を準用する。
14	前部潜り込み防止装置	整理告示第17条の2を準用する。
15	乗車装置	整理告示第18条を準用する。
16	操縦手席	整理告示第18条の2を準用する。
17	座席	整理告示第19条を準用する。
18	座席ベルト等	整理告示第20条を準用する。
19	頭部後傾抑止装置	整理告示第21条を準用する。
20	窓ガラス	整理告示第26条を準用する。

2 1	騒音防止装置	整理告示第 2 7 条を準用する。
2 2	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	整理告示第 2 8 条を準用する。
2 3	前照灯	整理告示第 2 9 条を準用する。
2 4	前部雾灯	整理告示第 3 0 条を準用する。
2 5	側方照射灯	整理告示第 3 1 条を準用する。
2 6	車幅灯	整理告示第 3 2 条を準用する。
2 7	前部上側端灯	整理告示第 3 3 条を準用する。
2 8	前部反射器	整理告示第 3 4 条を準用する。
2 9	側方灯及び側方反射器	整理告示第 3 5 条を準用する。
3 0	番号灯	整理告示第 3 6 条を準用する。
3 1	尾灯	整理告示第 3 7 条を準用する。
3 2	停止表示器材	整理告示第 5 0 条を準用する。
3 3	後部雾灯	整理告示第 3 8 条を準用する。
3 4	駐車灯	整理告示第 3 9 条を準用する。
3 5	後部上側端灯	整理告示第 4 0 条を準用する。
3 6	後部反射器	整理告示第 4 1 条を準用する。
3 7	大型後部反射器	整理告示第 4 1 条の 2 を準用する。
3 8	再帰反射材	整理告示第 4 1 条の 3 を準用する。
3 9	制動灯	整理告示第 4 2 条を準用する。
4 0	補助制動灯	整理告示第 4 3 条を準用する。
4 1	後退灯	整理告示第 4 4 条を準用する。
4 2	方向指示器	整理告示第 4 5 条を準用する。
4 3	補助方向指示器	整理告示第 4 6 条を準用する。
4 4	非常点滅表示灯	整理告示第 4 7 条を準用する。
4 5	緊急制動表示灯	整理告示第 4 7 条の 2 を準用する。
4 6	その他の灯火等の制限	整理告示第 4 8 条を準用する。
4 7	警音器	整理告示第 4 9 条を準用する。
4 8	車線逸脱警報装置	整理告示第 5 1 条の 2 を準用する。
4 8 の 2	側方衝突警報装置	整理告示第 5 1 条の 5 を準用する。
4 9	後写鏡等	整理告示第 5 2 条を準用する。

49の2	後退時車両直後確認装置	整理告示第52条の2を準用する。
50	窓ふき器等	整理告示第53条を準用する。
51	速度計等	整理告示第54条を準用する。
52	運行記録計	整理告示第56条を準用する。
53	速度表示装置	整理告示第57条を準用する。
54	消火器	整理告示第55条を準用する。
55	緊急自動車	整理告示第58条を準用する。
56	危険物を輸送する自動車	整理告示第61条を準用する。
57	乗車定員及び最大積載量	整理告示第61条の2を準用する。

6 自動車の同一型式の範囲

訓令第22条に規定する自動車の同一型式の範囲は、次のいずれにも該当しない場合をいう。

(1) 自動車の寸法

自動車の設計寸法の相違が基準の自動車の設計寸法と比較して、次の数値の範囲のいずれかを超えるとき。ただし、バンパ、サイドバンパ、フック、スタンド、セーフティガード、鳥居、トップカバー、方向指示器、天井通風孔等の付属装置のみによって寸法が相違する場合は含まれない。

- 長さ 正負 5パーセント又は200ミリメートル
- 幅 正負 5パーセント又は50ミリメートル
- 高さ 正負 5パーセント又は100ミリメートル

(2) 軸距

軸距が相違するとき。ただし、キャスター又はトレールによって相違する場合を除く。

(3) 原動機

原動機本体の種類及び主要構造が異なるとき。

- 例ア ガソリンエンジンとディーゼルエンジン
- イ 2サイクルと4サイクル
- ウ 4気筒と6気筒
- エ 直列型とV型
- オ 頭上弁式と側弁式
- カ 液冷式と空冷式
- キ 気筒総排気量又は定格出力の相違

(4) 動力伝達装置

動力伝達装置の種類及び主要構造が相違することにより動力伝達方式が異なるとき。

- 例ア 推進軸式とチェーン式

イ 後輪駆動式と全輪駆動式

(5) 走行装置

走行装置の種類及び主要構造が異なるとき。

例ア 4輪と6輪

イ 空気入ゴムタイヤとカタピラ

ウ ホチキス式とトルク管式

(6) 操縦装置

操縦装置の種類及び主要構造が異なるとき。

例ア 直接操向ハンドル式と間接操向ハンドル式

イ 操向車輪の数又は関係位置の相違

(7) 懸架装置

懸架装置の種類及び懸架方式が異なるとき。

例ア 独立懸架方式と普通懸架方式

イ トランスパース式と平行式

(8) 車わく及び車体

車わく、車体の形状及び構造が異なるとき。

例ア はしご型と背骨型

イ 普通型とキャブオーバ型

(9) 乗車装置及び物品積載装置

乗車装置、物品積載装置の種類及び主要構造が異なるとき。

例ア 乗用と貨物

イ ダンプとカーゴ

(10) 種別

自動車の種別が異なるとき。

別記様式（第4項関係）

保安基準の緩和に係る認定申請書

							所管区分	
車名・型式・ 品名	車両数	取得又は 改造予定 年 月 日	保安基準 表の条項	保安基準の 緩和 内 容	制限事 項(案)	保安基準の 緩和を必要 とする理由	備 考	

注 所管区分欄には、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は防衛装備庁の別を記入すること。なお、陸上自衛隊の自動車にあつては、所掌課を併記すること。